

中井町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職員数、平均年齢、平均給与等の状況

(平成19年4月1日現在)

区分	公務員			民間			(A/B)	
	職員数	平均年齢	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
中井町	給食員	5人	46.0歳	222,299円	調理師	38.9歳	278,500円	0.80
	用務員	2人	※	※	用務員	53.9歳	227,200円	※
	合計	7人	48.2歳	232,014円	—	—	—	—
国	5,193人	48.8歳	320,514円	—	—	—	—	
類似団体	—	48.6歳	293,202円	—	—	—	—	

備考1 平均給与月額とは、給料月額(基本給)と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

2 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

4 対象となる職員数が2人のため、個人情報保護の観点から「※」としています。

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区分	40歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
給食員		2人	1人	2人				5人
用務員				1人		1人		2人
合計		2人	1人	3人		1人		7人

(3) その他給与に関する事項

① 給料表の種類、額等の概要

給料は、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

(平成19年4月1日現在)

種類	適用人数	給料月額 (百円)				
		級	1級	2級	3級	4級
技能労務職 給料表	7人	最高号級額	2,145	2,580	2,957	3,114
		最低号級額	1,202	1,570	1,948	2,476

② 諸手当の内容

職員に支給する諸手当として、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。主な手当の内容は、次のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など 6,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円	同
地域手当	給料及び扶養手当の10%	異
住居手当	自己所有住宅居住者 5,000円 (新築・購入後5年間7,000円) 賃貸住宅居住者支給限度額 27,000円 その他 1,000円	異
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (限度額55,000円) 交通用具使用者 片道2km以上から支給 2,000円～	同
期末勤勉手当	年間4.45月分 (平成18年度支給額)	同

③ 昇給の基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号級（56歳以上は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

職員の採用については、中井町定員適正化計画に基づき、退職者不補充の原則を継続します。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、町民の理解と納得が得られるよう、より適正な給与制度の運用に引き続き取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

退職者不補充を継続し、新規採用を行わないことを原則とすることから、学校及び保育園における給食調理業務並びに学校用務員業務について、非常勤・臨時職員での対応とするのか、民間委託を行うのか等、それぞれの業務のあり方、運営形態の検討を進めていきます。

給与については、民間の類似の職種に従事する者との均衡や国・県における同種の職員との給与水準に留意し、適正な給与制度の運用に引き続き取り組んでいきます。